五　混信等の防止に関する事項
　無線設備へのフィルタの追加、サイトエンジニアリングの実施等による干渉の改善の計画
六　電波の能率的な利用の確保に関する事項
　当該特定基地局のすべてにおいて、同一の送信の方式により同一の放送番組を同一周波数の電波で送信するための計画その他の電波の能率的な利用を確保するための計画
七　その他
　一から六までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績及び今後の計画

**別表第二**　開設計画の認定の要件

一　開設計画の適切性及び計画実施の確実性
　1　本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項
　　㈠　第三項第一号から第三号までの要件を満たし、広範な地域において本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための合理的かつ具体的な当該特定基地局の整備計画を有していること。
　　㈡　第三項第四号の要件を満たす旨の当該特定基地局の整備計画を有していること。
　2　受信設備の普及に関する事項
　　当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための合理的かつ具体的な計画を有していること。
　3　受託放送役務の提供に関する事項
　　受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が法令に照らし適正なものになると見込まれることその他委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する合理的かつ具体的な計画を有していること。
　4　開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項
　　㈠　開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力を有していること。
　　㈡　当該特定基地局の運用による受託国内放送を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎を有していること。
　　㈢　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力を有していること。
　　㈣　電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制を整備すること。
　　㈤　関係法令の規定に基づき無線従事者を適切に配置すること。
　　㈥　電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制を整備すること。
二　混信等の防止
　1　既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）若しくは電波法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（以下「既設の無線局等」という。）の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための技術の導入について合理的かつ具体的な計画を有していること。
　2　既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策を適切に講ずるための合理的かつ具体的な計画を有していること。
三　電波の能率的な利用の確保
　第四項に掲げる要件を満たすことその他電波の能率的な利用を確保するための合理的かつ具体的な計画を有していること。
四　その他
　一から三までのほか、当該特定基地局を開設して受託国内放送を行うことが、放送の普及及び健全な発達に寄与すること。

**別表第三**　開設計画の認定の比較審査基準

一　開設計画の適切性及び計画実施の確実性
　1　本開設指針の対象とする特定基地局の整備計画に関する事項
　　より広範な地域においてより早期に本開設指針の対象とする特定基地局により行われる放送の受信を可能とするための当該特定基地局の整備計画を有していること。
　2　受信設備の普及に関する事項
　　当該特定基地局により行われる放送を受信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること。
　3　受託放送役務の提供に関する事項
　　委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画の内容がより充実していること。
　4　開設計画の実施に関する能力及び体制に関する事項
　　㈠　開設計画に従って円滑に当該特定基地局を整備するための能力がより充実していること。
　　㈡　当該特定基地局の運用による受託国内放送を確実に開始し、かつ、継続的に運営するために必要な財務的基礎がより充実していること。
　　㈢　電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力がより充実していること。
　　㈣　電気通信設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応体制がより充実していること。
　　㈤　電波法、放送法その他の関係法令を遵守して適切な方法により業務を行う体制がより充実していること。
二　混信等の防止
　1　既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するためのより優れた技術を導入することとしていること。
　2　既設の無線局等の運用又は電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策がより充実していること。
三　電波の能率的な利用の確保
　電波の能率的な利用を確保するための計画の内容がより充実していること。
四　その他
　一から三までのほか、当該特定基地局を開設して受託国内放送を行うことが、放送の普及及び健全な発達により寄与すること。

**○総務省告示第百七十四号**

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注二十一ただし書の規定に基づき、マルチメディア放送を行う放送局の送信設備及びその技術的条件を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日　　総務大臣　原口　一博

一　マルチメディア放送（移動受信用地上放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号の二の六に規定する移動受信用地上放送をいう。以下同じ。）に限る。以下単に「マルチメディア放送」という。）を行う放送局のうち標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成十五年総務省令第二十六号。以下「標準方式」という。）第三章の二第一節に規定する放送を行う放送局

1　送信設備

電波伝搬の特性上閉鎖的であり、かつ、狭小な区域を対象として他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う放送局（マルチメディア放送を行う放送局のうち標準方式第三章の二第一節に規定する放送を行うものに限る。）の送信設備であって、空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの（単一周波数ネットワーク（無線設備規則別表第一号注五十一に規定するものをいう。）を構成しないものを除く。）

2　技術的条件

周波数の許容偏差

二〇kHz以内であること